

地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法 (※) では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組 (地域未来投資)」を活発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。製造業等に加え、第4次産業革命 (AI・IoT) 関連分野や観光関連分野等、支援対象が拡大され、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を集中投入します。

充実の支援メニュー

税制優遇

国による課税特例確認を受け、新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進税制)

投資に係る法人税等の減税措置

(詳しくは、p.13をご覧ください) 実施主体:国 (管轄の税務署)

土地・建物等の取得に係る税負担

不動産取得税等の課税免除

(詳しくは、p.13をご覧ください) 実施主体:県 (管轄の県税事務所) 投資要件: 事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が

2,000万円以上 等

支援内容:機械装置等:50%特別償却(最大)または5%税額控除(最大)

建物等 : 20%特別償却または2%税額控除

投資要件:土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超

(農林漁業関連業種は5,000万円超)

支援内容:建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である

土地 (取得後1年以内に着工したものに限る)の

取得にかかる不動産取得税を免除

金融支援

中小企業が建物・機械を取得するとき

日本政策金融公庫による 融資制度

(詳しくはp.14をご覧ください)

実施主体:日本政策金融公庫 中小企業事業 貸付対象:「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度: 7.2 億円

貸付期間:設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

貸付利率:設備資金: 2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利

運転資金:基準金利

チャレンジ資金 【地域未来投資促進】 (制度融資)

(詳しくはp.14をご覧ください)

申込先:取扱金融機関

貸付対象:「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度:設備資金・運転資金:2.8億円以内

貸付期間:設備(運設含む)資金:15年以内(うち据置期間1年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間1年以内)

保 証:信用保証協会の保証が必要 (保証料 0.00%)

原則として法人代表者以外の保証人は不要

(公財) 食品等流通合理化 促進機構による債務保証

食料品製造業の借入時に可能

(詳しくはp.14をご覧ください)

実施主体: (公財) 食品等流通合理化

促進機構

保証範囲:借入の元本、利息及び損害金の90%以内

保証期間:20年以内(施設整備資金)

5年以内(運転資金)

保証料:借入元本に係る保証残高の0.8%以内

※地域未来投資促進法:地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

支援対象事業の要件について(以下の1~5の要件をすべて満たすこと)

「第2期奈良県未来投資促進基本計画」で定める促進区域・計画期間の範囲内で、事業者が奈良県の 地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付 加価値と経済的効果を生み出すことが期待される事業を行った場合、「地域経済牽引事業」として各 種支援メニューの活用が可能となります。

- 促進区域 (奈良県全域) での計画であること
- 基本計画期間内に開始する事業であること

基本計画期間:令和6年4月1日~令和11年3月31日

※**地域経済牽引事業**の実施期間は5年以内で設定 (基本計画の計画期間を超えて定めることができます)

基本計画に掲げる取組であること(①~⑦から選択)

基本計画に掲げる取組	県 担当窓口
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、 業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の 産業集積を活用した成長ものづくり分野	産業創造課
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	経営支援課 産業創造課
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を 活用した成長ものづくり分野	産業振興総合センター
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社	産業創造課
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流	産業創造課
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、 業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の 産業の集積を活用した情報通信	産業創造課
⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部への アクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした 電気通信事業分野	産業創造課

高い付加価値を創出する計画であること

付加価値*増加分:3,705万円 ※県内事務所の平均年間付加価値額(R3経済センサス)

*付加価値=売上一費用総額**+給与総額+租税公課 **費用総額=売上原価+販売費及び一般管理費

地域における経済的効果が見込まれること

県内事業所の売上:5%増加

支援対象となる取組例

【産業集積を活用した成長ものづくり】

金属部品加工業で蓄積した技 術を生かしつつ、異分野である 航空機部品工場を新規立地



産業集積が進む五條北IC周辺

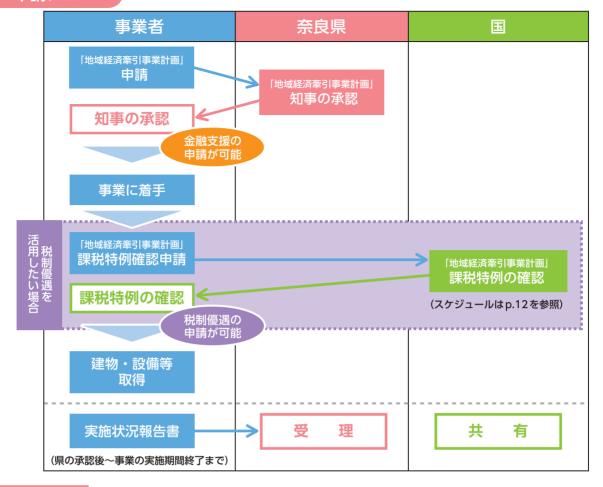
【交通インフラを活用した物流】

京奈和自動車道の整備進展や、郡山 下ツ道JCTの供用開始により高まっ てきた交通の利便性を生かし、荷さ ばきの自動化や、IoTを活用した管 理システムを導入した高機能な物流 施設の立地



郡山下ツ道ジャンクション

申請フロー



POINT1 「地域経済牽引事業計画」の申請

事業に着手する前に、「地域経済牽引事業計画」及び添付書類を添えて申請し、県の承認を受ける必要があります。

県の承認申請時 の提出書類

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書
- (2) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 直近2期分の事業報告書
- (4) 定款(法人の場合のみ)
- (5) 法人登記事項証明書(法人の場合のみ)
- (6) 開発許可通知書、建築確認済証、検査済証(既存建物を活用する場合)
- (7) 工程表、位置図、配置図、平面図
- (8) 土地(建物)登記簿謄本、公図
- (9) 会社案内
- (10) 従業員数 (承認申請時の常時使用する従業員の人数) の根拠資料

担当窓口 への申請 (随時受付) 奈良県

産業創造課TEL: 0742-27-8813経営支援課TEL: 0742-27-8133産業振興総合センターTEL: 0742-33-0817

※取組内容によって担当窓口が異なります (詳しくは p.10 を参照)

知事の承認

(正式な申請書を受領してから承認まで時間を要しますので、早めの事前相談・申請をお願いします)

事業に着手

POINT2 支援メニューの活用

支援メニューの活用には、別途<mark>実施主体による審査</mark>があります。 必ず支援メニューの実施主体に確認を行い、申請手続きを行ってください。

金融支援を活用する場合

知事の承認

日本政策金融公庫による融資制度

日本政策金融公庫へお問い合わせください。

チャレンジ資金 【地域未来投資促進】 (制度融資)

各金融機関を通じ、奈良県信用保証協会に利用申込を行います。

(公財) 食品等流通合理化 促進機構による債務保証

(公財) 食品等流通合理化促進機構へお問い合わせください。

※金融支援措置は、地域経済牽引事業計画の承認により必ず利用できるとは限りません。事業実施に 先立ち、利用を見込む金融支援措置を提供する各機関と、十分に事前調整を行ってください。

税制優遇を活用する場合

知事の承認

課税特例の確認

税制優遇を活用する場合は、<mark>建物・設備等を取得するまでに、</mark>別途<mark>国の課税特例の確認</mark>を受ける 必要があります。

担当窓口への申請(国)

近畿経済産業局 地域連携推進課

TEL: 06-6966-6013

住 所:大阪市中央区大手前1-5-44

最寄駅: Osaka Metro 谷町線 「天満橋」 駅より徒歩5分

課税特例の確認

建物・設備等取得

※主務大臣による確認日以前 に取得された資産は、税制 優遇の対象となりませんの で、ご注意ください。

■課税特例の確認スケジュール

日程 (令和6年3月~令和7年3月)	第38回	第39回	第40回	第41回	第42回
主務大臣把握のための 事前締切り	3月5日	7月1日	9月2日	11月1日	12月17日
確認申請書の締切り	4月1日	7月26日	9月30日	11月27日	1月22日
主務大臣による確認日	5月31日	9月30日	11月29日	1月31日	3月24日

※スケジュールは、変更する場合があります。

法人税等の課税の特例

管轄の税務署へ申告(問い合わせ先は、p.30を参照)

不動産取得税等課税免除

管轄の**県税事務所へ**申告(問い合わせ先は、p.30を参照)

- ※<mark>税制優遇措置は、地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設のみが対象</mark>となります。県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく事業が必ず税制優遇措置を利用できるとは限りませんのでご注意ください。
- ※地域経済牽引事業計画先進性評価委員会の審査において確認された事業・施設であっても、土地・ 建物等の全ての部分に対して税制優遇措置を利用できるとは限りませんのでご注意ください。

POINT3 実施状況報告書の提出

知事の承認後、事業実施期間 (地域経済牽引事業計画において設定されている実施期間) が終了するまでの間、毎年度、実施状況報告書をご提出いただく必要があります。

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 税制

法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進税制)

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、国から課税特例の確認を受けた事業について、投資にかかる法人税(個人にあっては所得税)の減税措置の適用を受けることができます。

- ※減税措置適用の詳細については、国(管轄の税務署)にご確認ください。
- ※適用期限 令和6年度末まで

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者		
	以下の①~⑤を全て満たす必要があります ①先進性を有すること (特定非常災害で被災した区域は除く) 具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること		
	1) 開発又は生産する製品の先進性 2) 開発又は提供する役務の先進性 3) 製品の生産又は販売の方式の先進性 4) 役務の提供の方式の先進性 5) 製品の生産及は販売の方式の先進性 4) 役務の提供の方式の先進性 6) であるがよりでは、		
対象事業	②設備投資額が2,000万円以上 ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上 ※対象事業者が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること ④対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高い ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5%以上		
	〈上乗せ類型〉 上乗せ類型A 以下の⑥⑦を満たす必要があります(計画承認日が平成31年4月1日以降であること) 上乗せ類型B 以下の⑥⑧を満たす必要があります(計画承認日が令和5年4月1日以降であること) ⑥労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5%以上 ⑦直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること ⑧直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値を創出すること ※サプライチェーン類型・災害特例に基づく申請は上乗せ要件の対象外		
対象税目	法人税 所得税 (事業者が個人である場合)		
軽減措置	1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象となる金額 は80 億円が限度となります 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません 建物・附属設備・20% 2%		
実施主体	国 (管轄の税務署) ※問い合わせ先はp.30を参照		

不動産取得税及び固定資産税 (県課税分) の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業のうち、<mark>国から課税特例の確認を受けた事業について、</mark>取得した土地・建物に係る不動産取得税等に対して課税免除措置の適用を受けることができます。 ※課税免除の適用範囲については、県 (管轄の県税事務所) にご確認ください。

対象者	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って平成29年9月29日から令和7年3月31日までに 対象施設を設置した者
対象施設	一定の要件を満たす建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円 (農 林漁業関連業種は5,000万円) 超 ※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業と同じ
対象税目	不動産取得税 固定資産税 (県課税分) ※3 年度分に限る
軽減措置	課税免除
実施主体	県 (管轄の県税事務所) ※問い合わせ先はp.30を参照

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 金融

日本政策金融公庫による融資制度

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備資金及び長期運転資金
貸付限度	7億2,000万円
貸付期間	設備資金:20年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金: 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)
利率	設備資金:2億7,000万円までは特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ ※2億7,000万円超の設備資金と運転資金は基準金利
実施主体	日本政策金融公庫 中小企業事業

チャレンジ資金【地域未来投資促進】(制度融資)

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度	設備資金・運転資金:2億8,000万円以内 (有担保2億円、無担保8,000万円)※普通保証とは別枠
貸付期間	設備(運設含む)資金:15年以内 (うち据置期間1年以内) 運 転 資 金: 7年以内 (うち据置期間1年以内)
利 率	金融機関所定金利
担保及び 保証人	・奈良県信用保証協会の保証が必要 ・担保は必要に応じて提供 ・原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料	0.00% (県が全額負担)
取扱金融機関	商工組合中央金庫奈良支店、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、り そな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、 中京銀行、三十三銀行、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央 信用金庫、近畿産業信用組合 (順不同)

(公財) 食品等流通合理化促進機構による債務保証

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行う食品等製造業者等(※)の事業に対し、必要な資金の借入時に利用することが可能となります。 ※食品等の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等	
保証範囲	① 5年以上の経営実績を有する者 (一部制限あり) にあっては、借入の元本、利息及び損害金の90%以内 ② ①以外の者にあっては、50%以内 ※保証限度は被保険者の事業規模、必要資金額、信用力等を総合的に判断して決定	
保証期間	施設整備資金 20年以內 運転資金 5年以內	
保証料	借入の元本に係る保証債務の残額に対して、年0.8%以内	
実施主体	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	



地域再生法に基づく優遇制度

本社機能の移転・拡充に活用できる充実の支援メニュー

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画」 において定める 地方活力向上地域において特定業務施設*(本社機能)の移転、拡充を行う場合には、そのための固定資産投資や雇 用の増加に対する税制優遇(地方拠点強化税制)や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

オフィス減税

特定業務施設の新設 または増設に関する 課税の特例

実施主体:国(管轄の税務署)

件:特定業務施設等に係る建物*、建物附属設備、構築物の取得価額が3,500万円以 上(中小企業者*1,000万円以上)

期 間:令和8年3月31日までに知事の認定が必要※認定日の翌日3年を経過するまで に取得し、事業の用に供する必要がある

限度額:対象となる取得価格は80億円を上限とし、税額控除を活用する場合、当期法人 税額等の20% (雇用促進税制との合算) が控除上限

支援内容:移転型*:建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% 拡充型*:建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%

:○適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限る

〇同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の取得価額 は、原則、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出する

○親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合等は 対象とならない

雇用促進税制

特定業務施設の新設 または増設にかかる 雇用の拡大に対する 課税の特例

実施主体:国(管轄の税務署)

要 件: 当該適用年度とその前事業年度、前々事業年度に、事業主都合による離職者がい

ないこと

間:令和8年3月31日までに知事の認定が必要 限度額: 当期法人税額の20% (オフィス税制との合算)

支援内容:特定業務施設における雇用者増加数(法人全体の雇用者増加数が上限※上乗せ分

を除く)に応じ、次の金額の合計を税額控除

移転型:新規雇用者数1人あたり90万円(50万円+上乗せ分40万円)

転勤者数1人あたり80万円(40万円+上乗せ分40万円)

拡充型:新規雇用者数1人あたり30万円 転勤者数1人あたり20万円

金融支援

日本政策金融公庫による 融資制度

実施主体:日本政策金融公庫

中小企業事業

貸付対象:整備計画の認定を受けた事業者のうち中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法

に定義されるものをいう)

貸付限度:7.2億円

貸付期間:設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

貸付利率:設備資金:2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利

運転資金:基準金利

奈良県独自の支援対策

法人事業税の不均一課税 (移転型事業のみ)

実施主体:県(管轄の県税事務所)

件:特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3.800

万円以上(中小企業者1,900万円以上) 間: 令和8年3月31日までに知事の認定が必要

期 対象税目:法人事業税

支援内容:1年目 1/2に軽減 2年目 3/4に軽減 3年目 7/8に軽減

不動産取得税の 課税免除及び不均-課税

実施主体:県(管轄の県税事務所)

件:特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800 万円以上(中小企業者1,900万円以上)

間:令和8年3月31日までに知事の認定が必要

支援内容:特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に合わせ て整備されるものの用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課され

> る不動産取得税を、 移転型:課税免 拡充型:10分の1に軽減

※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る

この他の支援メニューとして、(独) 中小企業基盤整備機構による債務保証や、奈良県独自の支援施策である 「地方拠点強化促進補助金」(p.4)、固定資産税(県課税分)の不均一課税をご用意しております。

支援メニューを活用するには、要件、申請時期など必ず事前に各実施主体に詳細を確認してください。

支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用されるには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画**」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

支援対象事業の要件

(以下の 1 ~ 5 の要件をすべて満たすこと)

1 対象地域内であること

※奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画で定められた「地方活力向上地域」が対象です。 (「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されて いる地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせください)

- 2 特定業務施設*の移転・拡充に係る事業であること
- **促進計画期間内** (平成28年3月15日~令和13年3月31日) に実施する事業であること ※認定は令和8年3月31日までとし、事業実施期間は認定の日から5年以内とする
- 4 整備する特定業務施設において常時雇用する従業員数が5人(中小起業者1人)以上増加すること
- 5 風俗営業等で無いこと → 製造業、小売業、旅館業等、幅広い業種の本社機能等整備が対象

制度活用の流れ

STEP1

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の作成、提出

STEP2

奈良県知事による計画認定

STEP3

各種支援メニューの活用 (各実施主体に申請必須)

申請時の提出書類

- (1)地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書 (移転型又は拡充型)及びその写し
- (2) 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合のみ)
- (3)直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書 及び当該年度末の財産目録 (これらの書類が無い場合は、準ずるもの)
- (4)賃金台帳または雇用者名簿

用語の説明

用語	説明
特定業務施設	「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所。いわゆる本社機能
特定業務施設等に 係る建物	特定業務施設の他、特定業務児童福祉施設 (認定事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設 (専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているもの)) に係る建物
中小企業者	中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) に規定される者をいう。ただし、「特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例」、「法人事業税の不均一課税」、「不動産取得税の課税免除及び不均一課税」においては、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) に規定される者をいう
移転型	東京23区から地方活力向上地域 (移転型対象地域) に本社機能を移転する場合 (例) ・東京23区に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転 ・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向 上地域 (移転型対象地域) に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転
拡充型	地方活力向上地域 (拡充型対象地域) において本社機能を拡充 (東京23区以外の地域から移転に伴う拡充を含む) する場合 (例) ・従前から奈良県内の地方活力向上地域 (拡充型対象地域) に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加 ・東京23区以外に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域 (拡充型対象地域) に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加

特定業務施設(本社機能)とは

事務所

全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、 その他管理業務部門、のいずれかのために使用されるもの

研究所

事業者による研究開発において重要な役割を担うもの (事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)

研修所

事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

(留意事項)

- ・登記簿上の「本店」である必要はありません。
- ・施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務
- に該当するかどうかで判断されます。
- ·同一建物において特定業務施設と特定業務施設以外の業務施設が混在する場合、 特定業務施設となる部分を明確に区分します。

移転型・拡充型の事業例



現在地での本社拡充



拡充型 地方から地方への 移転拡充

東京23区から 地方への移転拡充



奈良県の充実した優遇制度 税制

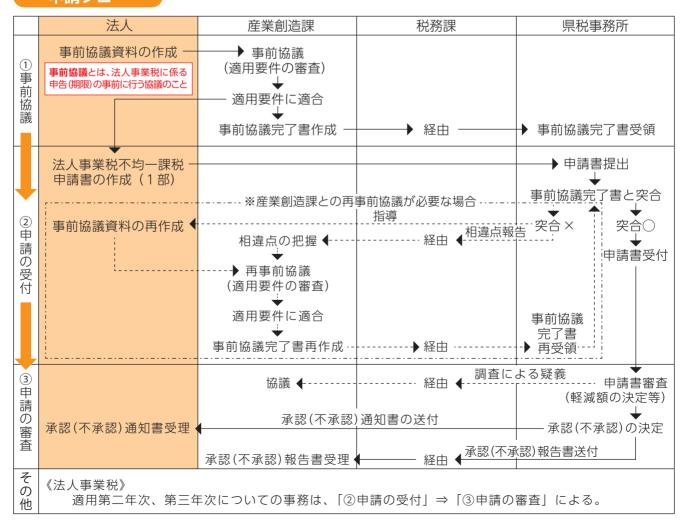
SUPPORT

奈良県独自の企業立地促進のための法人事業税の軽減

奈良県内において、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税の軽減措置 (最大で3億円)を行います。

対 象 者	平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権 を取得し、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人
要件	次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人 ①総建築面積(福利厚生施設を除く)が3,000 m以上 (移転に伴う場合は、建築面積が3,000 m以上増加することが必要) ②工場又は研究所を設置したことに伴って、 ・新たに雇用した従業者が10人以上(雇用期間の定めのない従業者等であって、県内に住所を有するものに限る)※法人の事業年度末日現在での雇用人数・かつ当該法人の県内事務所または事業所において、増加する県内の総従業者の数が10人以上
対象施設	製造業の工場・研究所
対象税目	法人事業税
軽減措置	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 年間減税額は1億円以内(1億円×3年間=最大3億円)

申請フロー





特定の地域で活用できる優遇制度 税制

SUPPORT

過疎地域

五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡(大淀町 ※市町村計画に記載された産業促進地域内に限る			町除く)
要件		・資本金1億円超の法人 → 取得価額:2	もの等 500万円以上 ,000万円以上 ,000万円以上 500万円以上
支援内容	特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等:32% 建物 等:48%	
容	事業税	3年または5年間課税免除	
	不動産取得税	課税免除	

半島振興対策実施地域

	五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 ※過疎地域と重複する場合は適用できない(過疎地域における税制特例措置のみ適		
要件		資本金: 1,000万円以下 → 取得価額: 500万円以上 資本金: 5,000万円以下 → 取得価額: 1,000万円以上 資本金: 5,000万円超 → 取得価額: 2,000万円以上	
支援内容	特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等:32% 建物 等:48%	
容	事業税	3年間不均一課税(1/10)	
	不動産取得税	不均一課税(1/10)	

関西文化学術研究都市

	対象区域	奈良市の一部、生駒市の一部
要件		・研究所用施設取得額が4.0億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等
支援内容	特別償却	機械・装置等: 12% 建物 等: 6%
容	不動産取得税	不均一課税(1/10)

[※]上記支援内容を活用したい場合は、管轄の税務署又は県税事務所までお問い合わせください。 (お問い合わせ先はp.30を参照)